

平成29年(再口)第7号

堺市堺区東雲西町2丁5番12号
再生債務者 南出 佳則

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 平成29年9月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年9月27日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成29年(再口)第9号

北海道江別市東野幌本町35番地の1 サーム野幌式番館508号室
再生債務者 阿部 雅雪

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
 - 2 理由の要旨 平成29年9月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
- 平成29年9月28日

札幌地方裁判所民事第4部

平成29年(再口)第2号

奈良市富雄元町1丁目1番7-509号
再生債務者 渡邊 和恵

農林水産省共済組合定款の一部変更について

農林水産省共済組合定款(平成13年3月30日制定)の一部を次のように変更する。

平成29年9月7日 農林水産省共済組合代表者 農林水産大臣 齋藤 健

第18条第2号及び附則第6条第1項中「第11条の3の4」を「第11条の3の3」に改める。

附 則

この変更は、平成29年9月7日から施行し、同年8月1日から適用する。

厚生年金基金清算人変更公告

農林水産関係法人厚生年金基金の清算人について変更がありましたので、廃止前の厚生年金令第43条の規定により次のように公告します。

- 1. 就任した清算人氏名 安川 元庸
 - 2. 就任した清算人住所 東京都千代田区麹町1丁目3番11号
 - 3. 退任した清算人氏名 薄井 久雄
 - 4. 退任した清算人住所 東京都千代田区麹町1丁目3番11号
- 平成29年10月10日

農林水産関係法人厚生年金基金

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
 - 2 理由の要旨 平成29年9月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
- 平成29年9月29日 奈良地方裁判所

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成29年(再口)第1号

静岡県浜松市浜北区内野台2丁目6番5号
再生債務者 渡邊 春樹

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
 - 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法243条2号に定める事由がある。
- 平成29年9月29日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

警察共済組合役員の就職について

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第14条第4項の規定に基づき、警察共済組合役員の就職を次のとおり公告する。

平成29年10月10日

警察共済組合理事長 金高 雅仁
就職(再任) 理事(常勤) 中尾 克彦
以上 平成29年10月1日付

厚生年金基金清算終了公告

当厚生年金基金は、平成29年9月26日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成26年政令第74号)第3条第2項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する政令(平成26年政令第73号)第1条の規定による廃止前の厚生年金基金令(昭和41年政令第324号)第47条第2項に基づき公告します。

平成29年10月10日

東京都北区赤羽2丁目4番14号
東日本段ボール厚生年金基金
代表清算人 高橋 将

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成29年9月26日をもって清算結了の承認を受けましたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成26年政令第74号)第3条第2項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する政令(平成26年政令第73号)第1条の規定による廃止前の厚生年金基金令(昭和41年政令第324号)第43条に基づき、次のとおり公告します。

- 1. 代表清算人氏名 高橋 将
 - 2. 住所 東京都北区赤羽2丁目4番14号
- 平成29年10月10日
- 東日本段ボール厚生年金基金

職員の免職処分

福岡県福津市公立学校教員 藤本 春樹

上記の者は、地方公務員法第22条第1項の規定による条件付採用期間中の職員であって、福岡県福津市公立学校教員の職に引き続き任用しておくことが適当でないと認め、平成29年9月28日付けで免職した。

平成29年10月10日 福岡県教育委員会

会社その他の公告

合併公告
左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十九年十一月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は平成二十九年十月二日に終了しております。また、甲はこの全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 平成二十九年七月十二日
掲載頁 九十六頁(号外第一五〇号)

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 平成二十九年七月十二日
掲載頁 八十一頁(号外第一五〇号)

平成二十九年十月十日

北海道千歳市美々九八七番地七六
(甲) 株式会社耕人舎
代表取締役 美土路純一

北海道千歳市美々九八七番地二二
(乙) 株式会社養生社
代表取締役 町田 康

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしましたので公告します。

この合併の概要は次のとおりです。

- 一、効力発生日は平成三十年一月一日とします。
- 二、合併後存続する甲の資本金の額は、百三十七億六千二百二十四万二千九百九十九円となります。

なお、合併による資本金の額の増加はありません。

- 三、合併の対価として、乙の唯一の株主に対して甲の普通株式一株を割当交付します。なお、乙は新株予約権を発行していないため、乙の新株予約権者に対する新株予約権または金銭の割当ては行いません。

- 四、乙の保険契約者の合併後における権利は、合併の効力発生日において一切変更なく甲に引き継がれます。

また、甲は、この合併の効力発生日をもって、商号をA I G損害保険株式会社に変更いたします。

この合併に対し異議のある保険契約者その他の債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <http://www.aiu.co.jp/>
(乙) <http://www.fujikasai.co.jp/>

平成二十九年十月十日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号
(甲) A I U損害保険株式会社
代表取締役 ケネス・ライリー

東京都港区虎ノ門四丁目三番二〇号
(乙) 富士火災海上保険株式会社
代表取締役 横山 隆美